

糖尿病患者の会「たま希望(のぞみ)会」会則

2008年3月24日作成

(名称)

第1条 この会は、たま希望(のぞみ)会という。

(事務局)

第2条 この会の事務局は、多摩センタークリニックみらいに置く。

住所 多摩市落合 1-38

(目的)

第3条 この会は、糖尿病の治療ならびに、予防に関する知識の普及と向上をはかり併せて会員相互の親睦、及び福祉の増進をはかることを目的とする。

(事業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するために、糖尿病教室・食事療法教室・運動療法教室・糖尿病に関する資料の配布・その他の事業を行う。

同時に社団法人日本糖尿病協会、同東京都支部(東京都糖尿病協会)、同関東甲信越地方連絡協議会の諸行事に参加協力する。

(会員)

第5条 この会の会員は、普通会員・特別会員をもって構成する。

- 1)普通会員は、糖尿病の治療を受けている患者とその家族、及びこの会の趣旨に賛同し、深い関心をもって本事業の進展に寄与すると会が認めた者とする。
- 2)特別会員は、医師・看護師・栄養師・運動療法士・薬剤師・検査技師・事務等医療機関に携わる者とする。
- 3)この会に入会しようとする者は、所定の申込書に必要事項を記入し、事務局に提出するものとする。
- 4)この会を退会しようとする者は、退会する旨を事務局に申し出るか、退会届を提出するものとする。

(役員)

第6条 この会に次の役員を置く。

- 1)会長 1名
- 2)副会長 2名
- 3)理事 若干名
- 4)監事 2名
- 5)顧問並びに相談役 若干名

(役員を選出)

第7条 この会の理事は会員より選ぶ。

- 1)会長・副会長・監事は理事の互選とする。
- 2)顧問並びに相談役は、理事会で推薦委嘱する。

(役員職務)

第8条 会長は、この会を代表し、会務を統括する。

副会長は、会長を補佐し、会長に事故等発生時は、その会務を代行する。

理事は会務を分担し、これを執行する。

監事は会務及び会計を監査し、これを理事会及び総会に報告する。

顧問及び相談役は、諮問に応じ意見を答申する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、2年とする。但し再任を妨げない。

- 1)理事に欠損を生じた時は、第7条の規定により補充する。
なお、事務に支障の無い時は、欠損のまま次の改選期まで補充しないことが出来る。
- 2)補充者の任期は、前任者の残余の期間とする。

(総会)

第10条 この会の総会は、原則として年1回会長が召集する。

また、会長が必要と認めた場合、臨時に総会を召集することが出来る。

なお、総会は、決算報告、予算案、事業計画及びその報告、役員を選出、その他の重要事項を付議する。

(理事会)

第11条 理事会は、この会の理事をもって構成し、必要の都度、会長がこれを招集し、会務の審議及び執行、役員を選出・選任、総会の召集並びに総会に付議すべき事項、その他必要と認める事項を付議する。

(会則の改廃)

第12条 この会の会則の改廃は、理事会の決議による。但し、出席者の3分の2以上の賛成を要する。

(上部団体への加入)

第13条 この会の会員は、社団法人日本糖尿病協会並びに同東京都支部(東京都糖尿病協会)、同関東甲信越連絡協議会に自動的に加入し、所属する。

(経費)

第14条 この会の経費は、会費・寄付金及びその他の収入により運営する。

(入会金及び会費)

第15条 会費は1年で4,000円とする。(「さかえ」購読代込み)

- 1)会費は通常1年分を前納するものとする。
- 2)途中新規入会の場合においては月割り350円とし、年度分を一括払いとする。
- 3)継続会費は4月に納付する。
- 4)途中で退会した場合には、前納した会費の払い戻しはしない。
- 5)1年以上にわたり会費の納入がない場合には、自動的に会員の資格を失うものとする。

(事業年度)

第16条 この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(細則)

第17条 この会に関する事項、その他会則に定めない事項、細則等は理事会で定める。

(付則) この会則の改定は、2008年4月1日からこれを施行する。